

—独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター—

研究用物品の購入等に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が販売代理店に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する独立行政法人に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど会計経理が不適正

44件 不当金額(支出) 11億9509万円  
(前年度 12件 2億0462万円)

## 1 研究用物品の購入等に係る概要等

### (1) 研究用物品の購入等に係る会計経理の概要等

農林水産省所管の前記の10独立行政法人は、試験、調査、研究等の業務を実施するに当たり、DNA合成製品等の研究用物品を購入したり、研究用機器の修理等を行わせたりしている。そして、各法人の会計規程等により、研究用物品の購入等に係る契約については、研究員が契約依頼票を経理責任者等へ提出して、経理責任者等が契約を締結して納品検査を行い支払うことなどとなっていたり、研究用物品の購入等に係る代金の前払は、外国から購入する物品の代金等を除き認めないこととなっていたりしている。また、各法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わることとなっており、資産、負債及び純資産の増減並びに収益及び費用は、原則として、その原因となる事実が発生した日の属する事業年度により所属する年度を区分することとなっている。

### (2) 7法人における不適正な会計経理をめぐる状況

本院は、(独)農業・食品産業技術総合研究機構及び(独)農業生物資源研究所における不適正な会計経理の事態について平成25年度決算検査報告に不当事項として掲記した。そして、この2法人及びこれらと同様に試験、研究等を行っている5法人の計7法人は、本院の検査結果を踏まえるなどして内部調査を実施し、平成26年12月に、その結果を本院に報告するとともに、不適正な会計経理の額が計1,017,967,250円(平成25年度決算検査報告に掲記した額計204,625,988円を除くと計813,341,262円)であったことを中間報告として公表した。

(注1) 5法人 (独)家畜改良センター、(独)農業環境技術研究所、(独)国際農林水産業研究センター、(独)森林総合研究所、(独)水産総合研究センター

## 2 検査の結果

7法人の中間報告の内容を精査した結果、不適正な会計経理の額は、本院が平成25年度決算検査報告に掲記した額計204,625,988円を除くと計811,082,468円であった。

さらに、7法人においては中間報告のほかに、新たに預け金、一括払等の事態が計352,108,182円、また、調査、研究等を行っている3法人においては預け金等の事態が計31,905,453円、合わせて10法人において合計384,013,635円見受けられた。

(注2) 3法人 (独)農林水産消費安全技術センター、(独)種苗管理センター、(独)水産大学校

これらを合計すると、不適正な会計経理を行って研究用物品の購入等に係る代金を支払うなどしてい

た事態は10法人において18年度から25年度までの間に計1,195,096,103円となっており、これらの事態は、会計規程等に違反して研究用物品の購入等に係る代金を支払っていたものであり、不当と認められる。

表 10 独立行政法人における検査の結果（平成25年度決算検査報告に掲記した額を除く。）

（単位：千円）

法人名	年度	指摘の態様								計
		DNA合成製品の購入を前払により行っていた事態	預け金	一括払	差替え	翌年度納入	先払い	前年度納入	契約前納入	
(独)農林水産消費安全技術センター	平成19～23	—	—	—	—	10,676	—	—	1,065	11,741
(独)種苗管理センター	18～25	—	—	—	1	187	843	13	2,578	3,624
(独)家畜改良センター	21～25	6,106	—	—	742	413	626	915	18,542	27,347
(独)水産大学校	18～23	427	986	—	—	12,422	—	—	2,703	16,539
(独)農業・食品産業技術総合研究機構	18～25	111,506	208,459	107,469	—	10,035	3,297	236	47,545	488,551
(独)農業生物資源研究所	18～25	58,790	113,989	157,820	1,326	5,098	7,867	4,948	105,771	455,611
(独)農業環境技術研究所	18～25	5,821	62	1,379	73	2,711	30,179	166	24,595	64,990
(独)国際農林水産業研究センター	21～25	6,472	117	2,137	—	700	879	111	10,180	20,598
(独)森林総合研究所	21～25	31,521	17,130	8,797	—	18,116	6,684	217	12,385	94,852
(独)水産総合研究センター	21～25	10,515	—	—	3	—	—	31	688	11,238
計		231,161	340,745	277,604	2,147	60,360	50,377	6,642	226,056	1,195,096

注(1) DNA合成製品の購入を前払により行っていた事態：DNA合成製品の購入に当たり、研究員名等を製造メーカーに登録してDNA合成製品の購入に用いるポイントを保有するための口座を開設し、DNA合成製品の購入代金を販売代理店を通して製造メーカーに前払して、その口座にDNA合成製品の購入可能量に応じたポイントを保有しておき、研究員が研究等の進捗に応じて必要なDNA合成製品を製造メーカーに連絡するとDNA合成製品が納入されて口座から納入に応じたポイントが引き落とされる方式（プリペイド方式）を利用して前払により行っていた事態

注(2) 預け金：研究員が、販売代理店に架空の取引を指示するなどして、契約した研究用物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより法人に代金を支払わせ、当該代金を同代理店に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した研究用物品とは異なる物品を納入させるなどしていた事態

注(3) 一括払：研究員が、契約依頼票の提出等の正規の会計経理を行わないまま、随時、販売代理店に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる研究用物品の納品書等を提出させて、これらの研究用物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより、法人に代金を一括して支払わせるなどしていた事態

注(4) 差替え：研究員が、販売代理店に虚偽の納品書等を提出させて、契約した研究用物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより法人に代金を支払わせ、実際には契約した研究用物品とは異なる物品に差し替えて納入させるなどしていた事態

注(5) 翌年度納入：研究用物品が翌年度に納入されていたのに、研究員又は納品検査を行う職員（以下「検査職員」という。）が、関係書類に実際の納品日より前の日付を検査日として記載することなどにより、研究用物品が現年度に納入されたこととして法人に代金を支払わせるなどしていた事態

注(6) 先払い：研究用物品は年度内に納入されていたが、研究員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より前の日付を検査日として記載することなどにより、実際に研究用物品が納入されるよりも先に法人に代金を支払わせるなどしていた事態

注(7) 前年度納入：研究用物品が前年度に納入されていたのに、研究員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より後の日付を検査日として記載することなどにより、研究用物品が現年度に納入されたこととして法人に代金を支払わせるなどしていた事態

注(8) 契約前納入：研究用物品は年度内に納入されていたが、契約手続が行われないうまま納入されていたのに、研究員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より後の日付を検査日として記載することなどにより、研究用物品が契約締結後に納入されたこととして法人に代金を支払わせるなどしていた事態